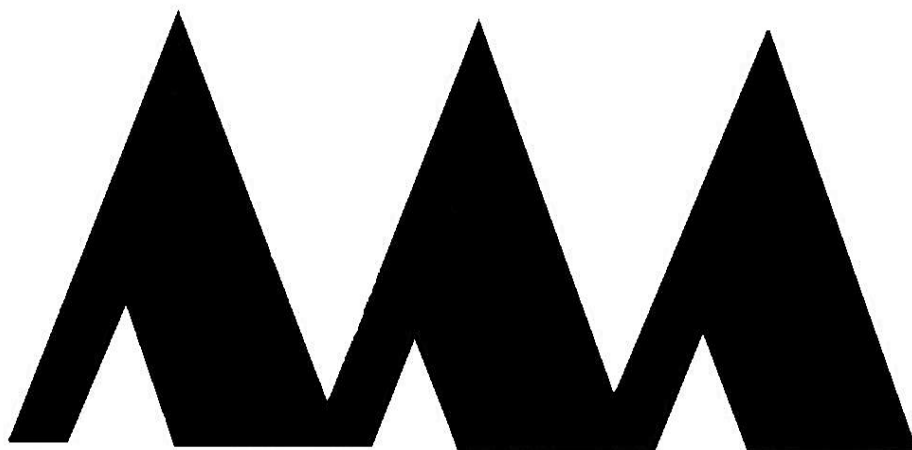


令和8年度

# 事業概要

(令和7年度事業実績)



山形県庄内食肉衛生検査所

# 目 次

## 第1章 総 説

1	山形県の概況	1
2	庄内食肉衛生検査所の沿革	2
3	庄内食肉衛生検査所の組織と機構	2

## 第2章 令和8年度 事業概要

1	職員の構成と配置	3
2	施設の概要	4
3	令和8年度 庄内食肉衛生検査所監視指導計画	5

## 第3章 令和7年度 事業実績

1	食肉衛生検査状況	
(1)	検査頭数	10
(2)	検査結果に基づく措置	10
(3)	TSE スクリーニング検査	10
(4)	試験室内検査	10
2	庄内食肉衛生検査所監視指導計画に基づいた衛生管理指導	11
3	と畜検査員の研修	11
4	食肉衛生に関する知識の普及啓発	11
5	食肉検査データ還元事業	12
6	検査統計	
第1表	と畜場別検査頭数	13
第2表	と畜場別病畜検査頭数	13
第3表	と畜検査頭数の年次推移(過去10年間)	14
第4表	獣畜のと殺禁止又は廃棄したものの原因	15
第5表	TSE スクリーニング検査	16
第6表	と畜場法に基づく試験室内検査	17
第7表	残留抗菌性物質検査	17
第8表	畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査	17
第9表	監視指導及び行政処分	18
第10表	と畜場の衛生管理に係る検査	18
第11表	衛生講習会等の実施状況	18
第12表	食肉検査データ還元実績	18

## 第4章 調 査 研 究

## 第5章 参 考 資 料

1	と畜検査手数料の推移	20
2	と畜場の使用料・解体料	20
3	と畜場の概要	21

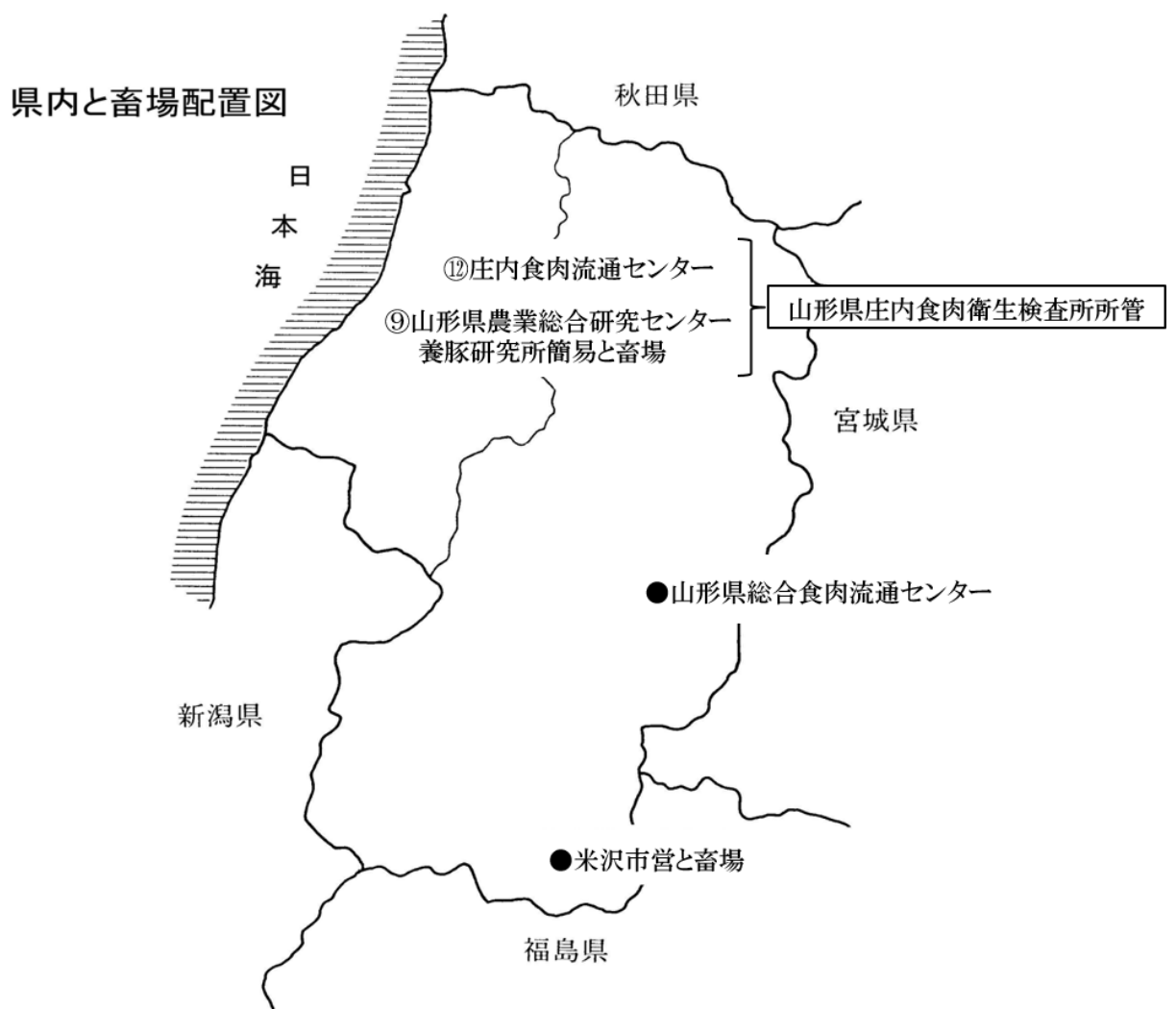
# 第 1 章 総 説

## 1 山形県の概況

本県は、本州の東北部に位置し、西北部は日本海に面している。北は秋田県、東南は宮城、福島、福島の両県、西南は新潟県にそれぞれ隣接し、人間の横顔のような形をしている。

奥羽山脈と出羽丘陵との間に置賜、村山、最上の三盆地（内陸地域）をはさみ、沿岸には庄内平野を展開し（庄内地域）、これを最上川が貫通して日本海に注いでいる。

「さくらんぼ」を県の木、「オシドリ」を県の鳥、「ニホンカモシカ」を県の獣、「べにばな」を県の花、「サクラマス」を県の魚と制定し、山形県のシンボルとしている。

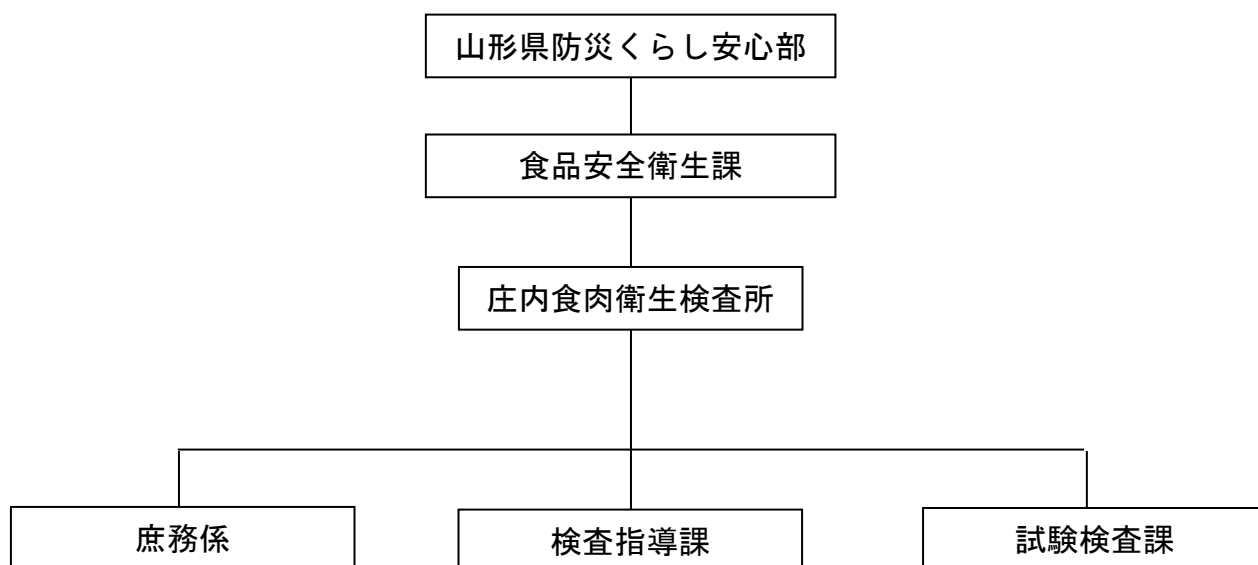


注：○印番号は、と畜場法施行規則第 17 条に定める検印のと畜場番号を示す。

## 2 庄内食肉衛生検査所の沿革

昭和 50 年 4 月 1 日	山形県行政機関の設置等に関する条例(昭和 44 年 3 月県条例第 2 号)の一部改正により、山形県庄内食肉衛生検査所が設置された。鶴岡市大字大宝寺字立野 503 番の 1、鶴岡市庄内食肉流通センター内に事務所を設置。酒田市食肉処理場には、鶴岡から検査員が出張した。
昭和 56 年 4 月 1 日	鶴岡市大字大宝寺字立野 558 番の 1 に事務所を新設移転。
昭和 59 年 10 月 1 日	食品衛生法に基づく食品衛生に関する事務の一部(と畜場内において行うものに限る)が食肉衛生検査所長に委任される。
昭和 61 年 4 月 1 日	職員の駐在制(酒田市食肉処理場)を導入。
平成元年 2 月 15 日	と畜場に付設された食肉処理業を営む施設についても食品衛生法に基づく食品衛生に関する事務の一部が委任される。
平成 13 年 10 月 31 日	鶴岡市庄内食肉流通センター及び酒田市食肉処理場を統廃合し、庄内食肉流通センターを新設。これに伴い、酒田駐在は廃止される。
平成 14 年 4 月 1 日	東田川郡余目町大字家根合字中荒田 21 番地 7 (新と畜場隣接地) に事務所を新設移転(現庁舎)
(平成 13 年 12 月 31 日	鶴岡市庄内食肉流通センター廃止)
(平成 14 年 3 月 31 日	酒田市食肉処理場廃止)
令和 2 年 4 月 1 日	所管する簡易と畜場が山形県農業総合研究センター養豚研究所簡易と畜場に改称。
令和 4 年 4 月 1 日	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく食品衛生に関する事務の一部が食肉衛生検査所長に委任される。

## 3 庄内食肉衛生検査所の組織と機構



## 第2章 令和8年度 事業概要

### 1 職員の構成と配置

※職名及び職員数は、令和8年4月1日現在

※[ ]内数字は、と畜検査員数の再掲



## 2 施設の概要

所在地	〒999-7762 山形県東田川郡庄内町家根合字中荒田 21 番地 7 TEL 0234(45)1285 FAX 0234(42)3850
敷地面積	2,000.00 m <sup>2</sup>
庁舎面積	<p>本館 鉄筋コンクリート</p> <p>二階建 935.90 m<sup>2</sup> 1階 592.44 m<sup>2</sup> 2階 343.46 m<sup>2</sup></p> <p>動物室・車庫 鉄骨平屋建</p> <p>45.00 m<sup>2</sup></p> <p>計 980.90 m<sup>2</sup></p>
竣工	平成 14 年 3 月 25 日



### 3 令和8年度 庄内食肉衛生検査所監視指導計画

#### 第1 趣旨

食肉の安全性を確保し、飲食に起因する危害を防止するため、「令和8年度山形県食品衛生監視指導計画」を踏まえ、令和8年度の庄内食肉衛生検査所における監視指導計画を策定します。

##### 令和8年度の重点項目

- と畜場に搬入される家畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)全頭に対し、適正なと畜検査を実施します。
- と畜場の衛生管理計画・手順書及び衛生管理の実施状況について検証を行い、自主衛生管理の向上を促す指導・助言を行います。
- 食肉の微生物等による汚染を防止するため、と畜場に付設された食肉処理施設が導入しているHACCPに沿った衛生管理の実施状況について検証し、必要に応じて指導・助言を行います。
- と畜場で処理された牛肉及び豚肉の安全性を確保するため、動物用医薬品の残留検査を実施します。
- 最新の知見や食肉衛生行政の現状に即したと畜検査と監視指導が行えるよう、各種研修会、講習会等に積極的に参加し、と畜検査員の知識・技術の向上に努めます。

#### 第2 食肉検査及び衛生監視指導

##### 1 と畜検査及びと畜場等の衛生管理に係る検証等

- (1) と畜場に搬入される家畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)全頭に対し、適正なと畜検査を実施します。
- (2) と畜場の衛生管理計画・手順書及び衛生管理の実施状況に係る検証（以下「外部検証」という。）として、次のとおり実施します。
  - ① 衛生管理計画及び手順書の確実な実施をサポートするため、と畜場の衛生管理状況やとさつ・解体作業の実施状況の確認を行うとともに、と畜場設置者等が作成した記録を確認します。
  - ② と畜場の設置者等が作成した衛生管理計画・手順書について、食品衛生上の妥当性を確認し、必要に応じて指導・助言を行います。
  - ③ 衛生指標菌を用いた微生物試験を実施します。

【外部検証】

対象施設	内 容	実施頻度
と畜場	と畜場の設置者等が作成した衛生管理計画、手順書の確認	年 1 回
	と畜場の設置者等が作成した衛生管理の実施記録の確認（記録検査）	月 1 回
	と畜場の衛生管理状況及び衛生的なとさつ・解体実施状況の作業現場での直接確認（現場検査）	と畜場開場日
	牛及び豚の枝肉の微生物試験	月 1 回

- (3) BSE（TSE）の特定症状等を示す牛、めん羊及び山羊の検査体制を維持、確保するとともに、牛、めん羊及び山羊の特定危険部位の除去及び分別管理を徹底するよう監視指導を実施します。

内 容	実施頻度
と畜業者のBSE（TSE）対策に関する管理状況の確認（特定危険部位の保管、焼却状況等の確認）	年 3 回
特定危険部位の除去及び汚染防止措置の確認 ○分別管理の状況 ○特定危険部位の除去の状況 ○特定危険部位による食肉の汚染防止対策の状況	とさつ・解体作業の都度
牛の脊柱の取扱い状況の確認（と畜場に付設された食肉処理施設における脊柱の除去、処分状況の確認）	年 3 回

- (4) 食肉の微生物等による汚染を防止するため、と畜場に付設された食肉処理施設が導入しているHACCPに沿った衛生管理を検証し、必要に応じて指導・助言を行います。

【監視計画】

年 3 回、7 月(夏期食品等監視強化月間)、9 月(食肉衛生月間)及び 12 月(年末食品等監視強化月間)に、次の施設を対象として監視を実施します。

対象施設	内 容
と畜場に付設された食肉処理施設	食肉処理施設が作成する衛生管理計画・手順書に基づいた衛生管理の実施状況及び食品衛生上の妥当性について検証し、必要に応じて指導・助言を行います。

## 【食肉衛生月間】

特に9月の「食肉衛生月間」では、庄内保健所と連携し、次の事業を実施します。

実施期間	9月1日～9月30日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・と畜場及びと畜場に付設された食肉処理施設並びに食肉輸送車を対象に、食肉の衛生的な取扱い等について監視指導を実施します。</li><li>・衛生指標菌を用いた微生物試験を実施します。</li><li>・と畜場等の従事者を対象とした衛生講習会を実施します。</li></ul>

## 2 動物用医薬品の残留検査等

と畜場で処理された牛肉及び豚肉の安全性を確保するため、動物用医薬品の残留検査を実施します。

### (1) 動物用医薬品の残留検査

と畜場で処理された食肉について、次の検査を実施し、流通する食肉の安全性を確保します。

項目	内容
実施時期	令和8年4月1日～令和9年3月31日
検査対象	牛（8頭）、豚（124頭）の筋肉
検査項目	抗生物質 <ul style="list-style-type: none"><li>・オキシテトラサイクリン</li><li>・クロルテトラサイクリン</li><li>・テトラサイクリン</li></ul>
	合成抗菌剤 <ul style="list-style-type: none"><li>・スルファジミジン</li><li>・スルファジメトキシ</li><li>・スルファモノメトキシ</li><li>・スルファメトキサゾール(豚筋肉のみ)</li></ul>

### (2) 検査の信頼性確保

検査の信頼性を確保するため、食肉衛生検査所における内部精度管理及び第三者機関による外部精度管理を行い、試験検査の精度管理（GLP）を徹底します。

## 第3 と畜検査員の人材育成及び資質向上

### 1 所内研修の実施

と畜検査員の人材育成と技術の向上を図るため、次の研修を実施します。

項目	内容
新規と畜検査員研修	新たに任命されたと畜検査員に対し、と畜検査に係る法令根拠、検査手技等の研修を行い、適正なと畜検査体制を確保します。
参加研修会の伝達研修	各種研修会に参加することで得られた最新のと畜検査及び食肉衛生に係る知識・技術について、伝達研修を行い職員全体への周知を図ります。
所内勉強会	職員の業務に関する知識・技術の向上を図るため、業務をテーマとした勉強会を定期的開催します。

### 2 研修会等への参加

研修会等へ積極的に職員を参加させ、資質向上を図ります。

名称
厚生労働省食肉衛生技術研修並びに研究発表会
全国食肉衛生検査所協議会北海道・東北ブロック大会
全国食肉衛生検査所協議会病理部会
全国食肉衛生検査所協議会理化学部会
全国食肉衛生検査所協議会微生物部会
東北地区獣医師大会・三学会
日本食品微生物学会
山形県食品衛生・生活衛生研修会

### 3 調査研究の実施

食肉衛生の向上を図る上で重要な疾病等に関する調査研究を行い、職員一人一人の資質と検査技術の更なる向上を目指します。

## 第4 食の安全に関する情報の提供

### (1) 食肉検査データの還元

- 食肉検査で得られた疾病・廃棄状況等のデータを生産者等へ還元する事業を推進することにより、家畜の衛生管理、生産性の向上及び疾病発生の低減に貢献し、安全な食肉の確保の一助とします。
- 現在還元しているデータが生産者等に有効に活用してもらえるよう、還元されたデータの活用方法、その効果の検証を行うとともに、データの内容及び提供方法について検討します。

### (2) 消費者への情報提供

- ホームページや出張セミナー等で安全な食肉に関する情報提供に努めます。

### (3) 視察・見学者の受け入れ

- 消費者等の視察や見学を受け入れ、食肉の衛生的な取扱い等についての正しい知識の普及啓発に努めます。
- 獣医学生のインターンシップを積極的に受け入れ、公衆衛生獣医師の社会的役割をアピールし、将来の山形県公衆衛生獣医師の確保に努めます。

## 第3章 令和7年度 事業実績

### 1 食肉衛生検査状況

#### (1) 検査頭数

令和7年度の庄内食肉流通センターにおけると畜検査頭数は、238,024頭であった（第1表）。前年度からの検査頭数の増減は、合計で750頭減少、畜種別に見ると、牛で35頭、豚で714頭、山羊で1頭減少した（第3表）。

病畜の検査頭数は、300頭（前年度対比68.6%）（病畜率0.13%）で、137頭減少した（第2表）。

#### (2) 検査結果に基づく措置（第4表）

検査の結果、全部廃棄された獣畜は、190頭（牛1頭、豚189頭）で、前年度より149頭減少した。全部廃棄頭数の増減を畜種別に見ると、牛で6頭、豚で143頭減少した。

原因となった疾病別の内訳は、牛では「黄疸」が1頭であった。豚では「膿毒症」が71頭で最も多く、次いで「炎症又は炎性産物による汚染」が43頭、「敗血症」が37頭、「豚丹毒」が30頭、「変性又は萎縮」が3頭、「腫瘍」が2頭、「尿毒症」が2頭、「黄疸」が1頭であった。

#### (3) TSEスクリーニング検査（第5表）

令和7年度に所管と畜場へ搬入された牛、めん羊及び山羊では、生体検査において行動異常又は神経症状を呈するものはなく、TSEスクリーニング検査を実施することはなかった。

#### (4) 試験室内検査

##### ア と畜場法に基づく試験室内検査（第6表）

試験室内検査の実施数は、162頭（延べ271頭）（と畜検査頭数の0.068%）、682検体であった。分野別では、細菌学検査（126頭、468検体）が最も多く、次いで血清学検査（70頭、70検体）、PCR法による検査（36頭、100検体）、病理学的検査（23頭、27検体）、理化学検査（16頭、17検体）の順であった。

##### イ 残留抗菌性物質検査（第7表）

病畜全頭及び一般畜の解体後検査等で抗菌性物質の残留が疑われた獣畜300頭（と畜検査頭数の0.13%）について検査を実施したところ、2頭について残留が確認された。残留が確認された2頭については、獣医師や農場管理者に対して薬剤使用状況の聞き取りを行い、休薬期間及び使用禁止期間の遵守について指導した。又、家畜保健衛生所を通じて、薬剤の適正使用について指導した。

#### ウ 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査（第8表）

「令和7年度山形県畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」に基づき、動物用医薬品等の残留について142件の検査を実施したところ、基準値を超えるものはなかった。

#### エ と畜場の衛生管理に係る検査（第10表）

外部検証として、一般細菌数（生菌数）及び腸内細菌科菌群数を対象とした切除法による微生物試験を一般畜の牛37頭、豚60頭で実施した。

#### オ 調査研究

日常の検査において、精査が必要な症例や蓄積してきた検査データについて調査研究を行い、各種研修会及び学会等において発表した（第4章参照）。

## 2 庄内食肉衛生検査所監視指導計画に基づいた衛生管理指導

- (1) と畜場の設置者が作成した衛生管理計画及び手順書の妥当性を確認し、必要に応じ指導・助言を行った。
- (2) とさつ・解体作業の都度、と畜場及びとさつ・解体作業の現場検査を行い、月1回以上、と畜場に対する記録検査及び監視指導を実施した（第9表）。
- (3) 微生物試験の結果を踏まえ、と畜業者等に対し、衛生的なとさつ・解体作業について指導・助言を行った。
- (4) 牛、めん羊及び山羊の特定危険部位の除去、分別管理の徹底について、と畜場及びと畜場に付設された食肉処理施設に対して監視指導を実施した。
- (5) と畜場に付設された食肉処理施設に対し、食品衛生監視員による立入りをを行い、食肉の衛生的取扱いと施設の衛生的管理について指導・助言を行った（第9表）。
- (6) 食肉衛生月間と定めている9月には、と畜場からと畜場に付設された食肉処理施設まで一貫した監視指導を実施した。
- (7) と畜場の従業員に対し、衛生意識の向上を図るため、食肉衛生を中心とした衛生教育を実施した（第11表）。

## 3 と畜検査員の研修

と畜検査員の資質向上を図るため、国、県、全国食肉衛生検査所協議会、公益社団法人日本獣医師会及び関係団体等が開催する研修会、学会等へ参加した。

## 4 食肉衛生に関する知識の普及啓発

大学での説明会とインターンシップを通じて、と畜検査及び食肉衛生検査所が食肉衛生に果たす役割について普及啓発した。

## 5 食肉検査データ還元事業

畜産農家の生産性向上と安全な食肉の確保を目的として、平成7年度から「食肉検査データ還元事業」を家畜保健衛生所と協力して実施している。

令和7年度の食肉検査データの還元の対象は、豚及びめん羊である。対象となった豚の生産者数は延べ113件（実数96件）、めん羊の生産者数は延べ1件（実数1件）であった。対象となった豚の頭数は延べ226,532頭（実数225,692頭）であり、めん羊の頭数は延べ82頭（実数82頭）であった（第12表）。

## 6 検査統計

第1表 と畜場別検査頭数

畜種 と畜場	畜種						合計	小動物 換算頭数*	前年度小動物 換算頭数*
	牛	子牛	馬	豚	めん羊	山羊			
庄内食肉 流通センター	288	0	0	237,643	92	1	238,024	238,888	239,743
山形県農業総合 研究センター 養豚研究所 簡易と畜場	0	0	0	0	0	0	0	0	7
合 計	288	0	0	237,643	92	1	238,024	238,888	239,750
前 年 度	323	0	0	238,364	92	2	238,781	239,750	

大動物1頭=小動物4頭

第2表 と畜場別病畜検査頭数

畜種 と畜場	畜種						合計	前年度合計
	牛	子牛	馬	豚	めん羊	山羊		
庄内食肉 流通センター	23	0	0	277	0	0	300	437
山形県農業総合 研究センター 養豚研究所 簡易と畜場	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	23	0	0	277	0	0	300	437
前 年 度	37	0	0	400	0	0	437	

第3表 と畜検査頭数の年次推移（過去10年間）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
牛	247	284	336	266	285	280	269	286	323	288
子牛	23	12	21	14	5		3	1	0	0
馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	265,587	261,919	267,682	267,471	268,036	267,725	252,860	254,628	238,357	237,643
めん羊	107	85	111	86	69	86	98	98	92	92
山羊	3	6	7	1	3	2	5	3	2	1
小計	265,967	262,306	268,157	267,838	268,398	268,093	253,235	255,016	238,774	238,024
豚研豚	84	88	48	29	24	23	0	18	7	0
合計	266,051	262,394	268,205	267,867	268,422	268,116	253,235	255,034	238,781	238,024

注 豚研：山形県農業総合研究センター養豚研究所簡易と畜場

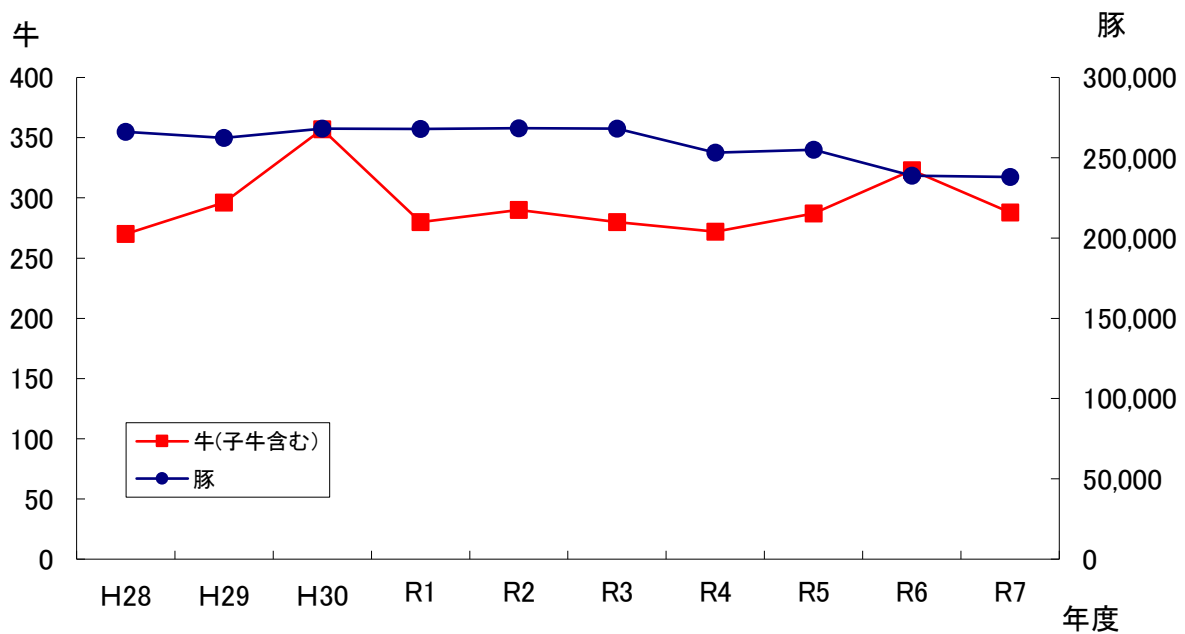


図1 牛と豚の検査頭数の年次推移



## 第5表 TSEスクリーニング検査

### ○牛品種別検査概要

年度	黒毛和種		交雑種		乳用種		その他の肉用種 (交雑種を除く)		計	
	去勢	雌	去勢	雌	去勢	雌	去勢	雌	去勢	雌
R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0		0		0		0		0	
R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0		0		0		0		0	
R7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0		0		0		0		0	

※ 生体検査において、行動異常又は神経症状を呈する牛について、TSEスクリーニング検査を実施する。

### ○めん羊及び山羊検査概要

年度	めん羊		山羊	
	生後12か月齢以上	生後12か月齢未満	生後12か月齢以上	生後12か月齢未満
R5	0	0	0	0
	0		0	
R6	0	0	0	0
	0		0	
R7	0	0	0	0
	0		0	

※ 生体検査において、削瘦、被毛粗剛、脱毛、そう痒症、関節炎、異常行動、運動失調等の臨床症状を呈するめん羊及び山羊について、TSEスクリーニング検査を実施する。

第6表 と畜場法に基づく試験室内検査

		牛		豚		めん山羊		その他		計	
		一般	病畜	一般	病畜	一般	病畜	一般	病畜	一般	病畜
試験室内検査実施頭数		5		156		1		0		162	
試験室内検査実施延数		5		265		1		0		271	
		(5)		(676)		(1)		(0)		(682)	
内訳	細菌学検査	0		126		0		0		126	
		(0)		(468)		(0)		(0)		(468)	
	病理学検査	1		21		1		0		23	
		(1)		(25)		(1)		(0)		(27)	
	理化学検査	4		12		0		0		16	
		(4)		(13)		(0)		(0)		(17)	
	血清学検査	0		70		0		0		70	
		(0)		(70)		(0)		(0)		(70)	
	PCR法による検査	0		36		0		0		36	
		(0)		(100)		(0)		(0)		(100)	
	その他	0		0		0		0		0	
		(0)		(0)		(0)		(0)		(0)	

上段の数字は検査頭数、下段()内の数字は検査検体数

第7表 残留抗菌性物質検査

		牛		豚		めん山羊		その他		計	
		一般	病畜	一般	病畜	一般	病畜	一般	病畜	一般	病畜
検査頭数		23		277		0		0		300	
陰性頭数		0	22	0	276	0	0	0	0	0	298
陽性頭数		0	1	0	1	0	0	0	0	0	2

第8表 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

	置賜食肉衛生検査所※1		庄内食肉衛生検査所			計
	牛筋肉	小計	牛筋肉	豚筋肉	小計	
テトラサイクリン						88
オキシテトラサイクリン	6	6	4	78	82	
クロルテトラサイクリン						
スルファジミジン						54
スルファジメトキシ						
スルファメトキサゾール※2	4	4	4	46	50	
スルファモノメトキシ						
計	10	10	8	124	132	142

※1 置賜食肉衛生検査所から依頼を受けて庄内食肉衛生検査所で検査を実施

※2 牛筋肉については、検査対象外

第9表 監視指導及び行政処分

	監視指導延回数	指導件数	行政処分件数	告発件数
一般と畜場	15	0	0	0
簡易と畜場	1	0	0	0
付設食肉処理施設	9	1	0	0

第10表 と畜場の衛生管理に係る検査

○一般と畜場における微生物試験

検査項目 検体名	一般細菌数 (生菌数)	腸内細菌科菌群数	計
牛 枝 肉	37	37	74
豚 枝 肉	60	60	120
その他	0	0	0
計	97	97	194

○簡易と畜場における微生物試験

検査項目 検体名	一般細菌数 (生菌数)	腸内細菌科菌群数	計
豚 枝 肉	0	0	0
計	0	0	0

第11表 衛生講習会等の実施状況

実施年月日	講習内容	受講者
令和7年8月20日	令和7年度食肉衛生月間衛生講習会 外部検証とトリミングについて、ノロウイルス食中毒予防について	と畜場従業員 50名
令和7年9月10日	令和7年度食肉衛生講習会 と畜場のHACCPに沿った衛生管理について	食肉関連事業者 30名

第12表 食肉検査データ還元実績

	豚		牛		めん羊	
	生産者数	データ還元頭数	生産者数	データ還元頭数	生産者数	データ還元頭数
農協関係	25	27,691			0	0
業者関係	84	192,967			0	0
生産者個人	4	5,874			1	82
合 計 (延べ)	113	226,532			1	82
合 計 (実数)	96	225,692			1	82

## 第 4 章 調 査 研 究

No	演 題 名	発表学会等の名称	発 表 者
1	過去 10 年間における豚丹毒の摘発状況及び分離菌の調査について	第 67 回山形県獣医技術研修会	佐藤 空見子
2	牛の外部検証微生物試験に基づく衛生指導について	令和 7 年度全国食肉衛生検査所協議会第 36 回北海道・東北ブロック大会	藤倉 玲奈
3	肥育豚における <i>Helicobacter suis</i> の保菌率及び枝肉汚染状況調査について	令和 7 年度全国食肉衛生検査所協議会第 36 回北海道・東北ブロック大会	漆山 尚也
4	肥育豚における <i>Helicobacter suis</i> の保菌率及び枝肉汚染状況調査について	令和 7 年度全国食肉衛生検査所協議会 食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	漆山 尚也
5	豚の労働性筋症を疑う症例	第 69 回山形県食品衛生・生活衛生研修会	山口 佳恭
6	牛豚の食中毒起因菌 3 種の保有率と薬剤耐性率について	第 69 回山形県食品衛生・生活衛生研修会	萩生田 裕文

## 第5章 参考資料

### 1 と畜検査手数料の推移

(単位：円)

改定年月日	牛	馬	豚	子牛・子馬		めん羊・山羊	
				100kg以上	100kg未満	6か月以上	6か月未満
S30. 4. 1	500	400	250	200	50	50	50
S31. 7. 1	500	400	250	200	50	50	20
S35. 4. 1	500	400	230	200	50	50	20
S37. 4. 1	400	300	200	200	50	50	20
S39. 4. 1	400	300	180	200	50	50	20
S41. 4. 1	400	300	150	200	50	50	20
S41. 10. 1	350	300	150	200	50	50	20
S51. 4. 1	500	400	200	300	100	100	30
S56. 4. 1	800	800	300	500	200	100	
S63. 4. 1	1,000	1,000	350	生後1年未満の牛及び馬 500		150	
H 5. 4. 1	1,100	1,100	400	550		200	

※ 県で運営する簡易と畜場のと畜検査手数料は、県手数料条例第4条の規定により減免される。

### 2 と畜場の使用料・解体料

令和8年4月1日現在 (単位：円)

	区分	牛・馬	子牛・子馬		豚			めん羊・山羊		備考	
			大	小	大	並	小	大	小		
庄内食肉流通センター	使用料	1,430	660		660			440		病畜は使用料を165円加算	
	解体料	一般	9,130	7,040	5,940	3,520	1,870		1,760	1,320	
		病畜	15,070	9,350	8,250	6,270	3,850		2,970	1,760	
		時間外	20,020	13,750	12,650	9,240	5,500		4,950	2,420	

### 3 と畜場の概要

と畜場名	庄内食肉流通センター	山形県農業総合研究センター 養豚研究所簡易と畜場
と畜場番号	1 2	9
所在地	〒999-7762 東田川郡庄内町家根合 字中荒田 2 1 番地の 2 TEL 0234(45)1250 FAX 0234(45)1251	〒998-0112 酒田市浜中字八窪 1 TEL 0234(91)1255 FAX 0234(91)1258
設置者・管理者	庄内広域行政組合	山 形 県
とさつ解体業者	株式会社 庄内食肉公社	山 形 県
許可年月日	平成 13 年 9 月 21 日	昭和 63 年 5 月 10 日
敷地面積	40,114 m <sup>2</sup>	
建物面積	11,576.86 m <sup>2</sup>	95 m <sup>2</sup>
一日当たり 処理頭数	大動物 20 頭 小動物 1,050 頭	小動物 10 頭
汚水処理能力	1,400 トン／日	31 トン／日
令和 7 年度 開場日数	245 日	0 日

発 行 令和8年4月

**令和8年度事業概要**（令和7年度事業実績）

編集発行 山形県庄内食肉衛生検査所

〒999-7762 山形県東田川郡庄内町家根合字中荒田 21 番地 7

電話 0234 (45) 1285 FAX 0234 (42) 3850